

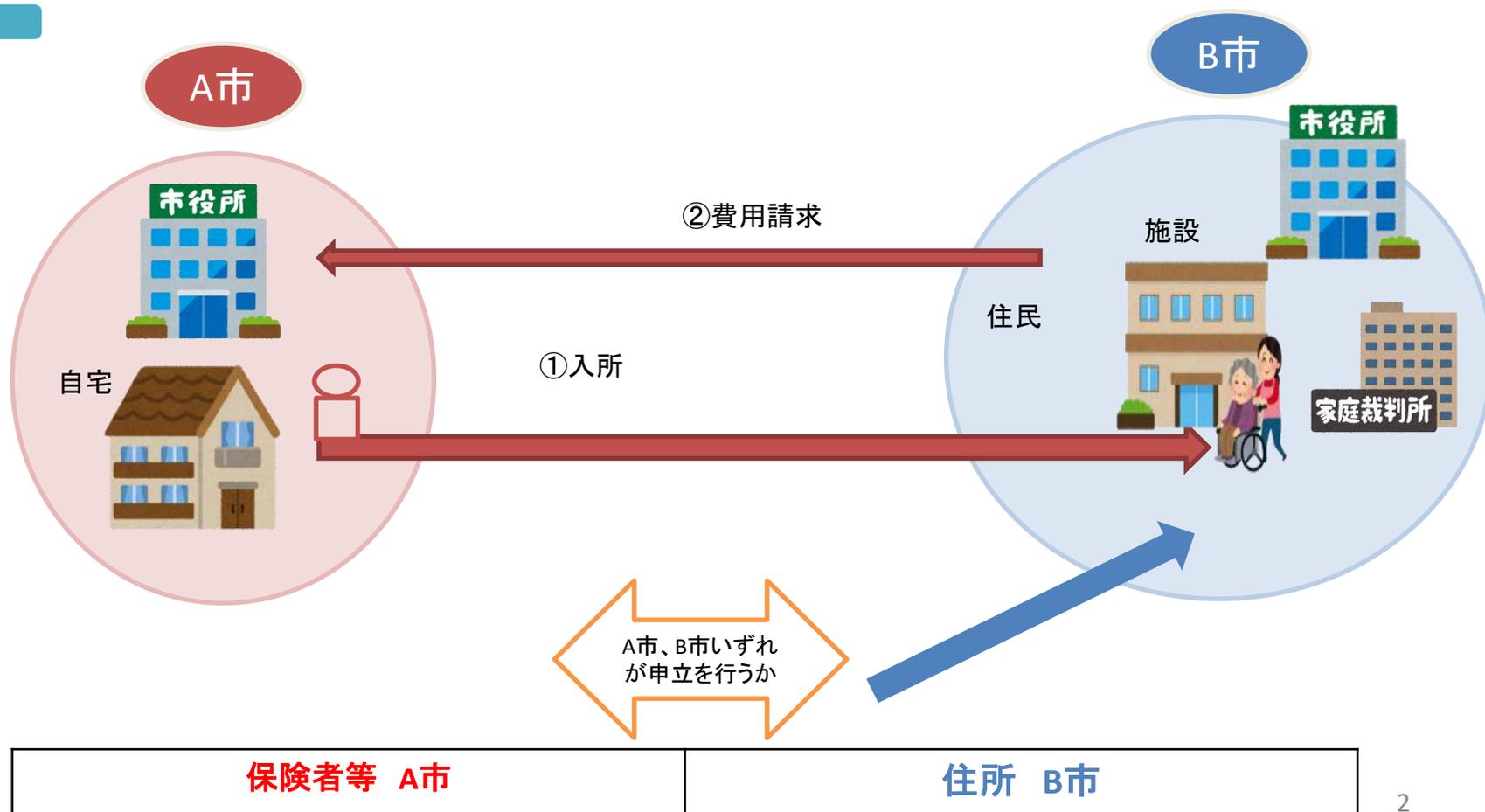
市町村長申立に関する現状について

市町村長申立の実施について問題が生ずる事例について(イメージ)

- 市町村長は、老人福祉法等により、65歳以上の者等につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができる。ところが、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うものか基準が示されていない。
- 例えば、高齢者等が住所地特例対象施設等に入所した場合であって、市町村長申立を実施する必要(※)が生じた場合、保険者等であるA市、居住地のあるB市のいずれが申立を行うかが問題となる。【事例】

(※)例：認知症の子が従来は金銭管理を行っていたが、子が亡くなり金銭管理を行う者が必要となったケース
※いずれの市が申立を行う場合であっても申立先となるのは、本人の住所地(B市)を管轄する家庭裁判所

【事例】



市町村長申立に関する現状・課題について①

現状・課題

1. 市町村長申立について

(法改正当時の説明)

- 成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立に基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとした。

※平成12年3月30日付障第11号、障精第21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知より

- 立法担当者によれば、「申立権を付与する福祉関係の行政機関を「市町村長」とすることが適切であるとされたのは、成年後見制度の対象者(略)については、市町村が各種の福祉サービスを行っており、今後、更にその機能が強化されることが予定されていたことによるものです。」としている。
- 「すなわち、第一に、認知症高齢者については、市町村が在宅サービスおよび施設サービスに関する事務を一元的に行っていること、第二に、知的障害についてはホームヘルプサービス、デイサービスを行っており、厚生省(当時)において、施設入所関係事務についても市町村に権限を委譲する方針であったこと、第三に、精神障害者については、(略)市町村において精神保健福祉相談を受けていること(略)から、これらの業務の過程において、市町村が成年後見制度の対象者の状況を的確に把握し得ると考えられます」。としている。

(注)上記の記述は「新成年後見制度の解説【改訂版】」より引用

(問題の所在)

- 市町村申立の対象は、老人福祉法等においてそれぞれ「65歳以上の者」、「知的障害者」、「精神障害者」とされているが、同法に基づく福祉の措置や知的障害者福祉法に基づく更生援護と異なり、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うものか基準が示されていない。
- このため、実際の運用にあたっては、成年後見審判を必要とする者の生活実態や支援の環境等が個人ごとに様々であることを踏まえ、関連する自治体間の調整に委ねられてきたところ。

市町村長申立に関する現状・課題について②

現状・課題

2. 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)(抜粋)

5【厚生労働省】

(15)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法37)及び老人福祉法(昭38法133)

市町村長(特別区の長を含む。)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:法務省)

3. 介護保険の住所地特例について

- 介護保険においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則である。
- 一方、この原則のみであると、介護保険施設の所在する市町村の給付費の負担が過度に重くなり、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。
- このため、特例として、被保険者が入所により介護保険施設等の所在する市町村に住所を変更した場合でも、変更前の市町村が引き続き保険者となる仕組み(住所地特例)を設けている。

4. 障害者福祉制度における居住地特例について

- 障害者福祉制度においては、障害者支援施設等に入所することより、居住地を変更した者について、変更前の市町村が支給決定を行い、障害者支援施設等への入所に係る費用を負担する仕組みがある。

(参考:生活保護制度における対応について)

- 生活保護制度においても、被保護者が救護施設に入所することより、居住地を変更した場合、変更前の自治体(※)が、保護費等を負担する仕組みがある。

※生活保護制度においては、国のほか、市、社会福祉事務所を設置する町村、又は都道府県が保護費等を負担している。

市町村長申立に関する現状・課題について③

現状・課題

5. 後見開始等の審判請求の申立てを行う裁判所について
後見開始の審判事件については、成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属することとされている。(家事事件手続法)
6. 養介護施設等、障害者福祉施設従事者等による虐待発見時の通報先となる市町村について
 - 高齢者虐待の場合、通報等への対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行うこととし、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにしている。
※その際、必要な情報を通報者等から確認し、その他高齢者に関する基本情報とあわせて養介護施設等が所在する市町村へ情報提供を行うことが必要であり、関係する市町村間での適切な連携が重要
 - 施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合にも、通報等への対応は施設所在地の市町村が行う。
※市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(平成30年3月改訂)
 - 障害者虐待の場合、施設等の所在地、支給決定を行った市町村の一方のみが通報先となるというルールを国としては示していない。
 - このため、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行い、その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐこととしている。
 - なお、障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が遠方の他県である場合等は、支給決定を行った市町村が速やかに障害者の安全確認や事実確認を行うことが困難な事態も考えられる。
 - その場合は、障害者福祉施設等が所在する市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の都道府県等が支給決定市町村に代わり障害者の安全確認や事実確認を行うことも考えられるとしている。
※市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(自治体向けマニュアル)(平成30年6月)
7. 都道府県の役割について
 - 市町村長申立に関する事務は市町村長事務であるため、都道府県の関与は限定されるが、一部の都道府県では、市町村長申立の実施に関する研修を行っている。(15/47自治体(31.9%))
※厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室調べ
 - また、生活保護制度においては、保護の実施責任をめぐり見解の対立があった場合において、都道府県に報告、協議を行い、都道府県が実施責任を判定することとなっている。
※(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)

各制度における事務の流れについて

以下の表における赤枠の業務過程において、市町村は対象者の状況を的確に把握し得ると考えられる。

介護 (要介護認定)	障害 (支給決定)	措置 ※虐待事案におけるやむを得ない事由による措置	(参考:生活保護)
<p>受付・申請 ↓</p> <p>認定調査(※1)・主治医意見書</p> <p>↓</p> <p>介護認定審査会</p> <p>↓</p> <p>要介護認定</p> <p>↓</p> <p>介護(介護予防)サービス計画書の作成(※2)</p> <p>↓</p> <p>サービス利用開始</p>	<p>受付・申請 ↓</p> <p>区分認定調査(※1)・主治医意見書</p> <p>↓</p> <p>市町村審査会</p> <p>↓</p> <p>障害支援区分の認定</p> <p>↓</p> <p>サービス等利用計画書の作成(※2)</p> <p>↓</p> <p>支給決定・サービス利用開始</p>	<p>相談・通報・届出 ↓</p> <p>訪問調査による事実確認</p> <p>↓</p> <p>会議の開催</p> <p>↓</p> <p>やむを得ない事由による措置</p>	<p>相談(※1)</p> <p>↓</p> <p>申請</p> <p>↓</p> <p>調査(※2)</p> <p>↓</p> <p>保護の要否決定</p> <p>↓</p> <p>定期的な家庭訪問</p>
<p>※1 市区町村等の調査員が自宅や施設を訪問して、心身の状態を確認。</p> <p>※2 どのサービスをどう利用するか本人や家族の希望、心身の状態を十分考慮して作成。</p>	<p>※1 市区町村等の調査員が自宅や施設を訪問して、心身の状態を確認。</p> <p>※2 障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、生活に対する意向、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題等を記載</p>		<p>※1 相談に至った経緯として、現在の生活状況や家族、親戚関係等を確認</p> <p>※2 調査の際には、扶養義務者への照会も行う。(配偶者、3親等以内の直系親族)ただし、DVの相手方などには、一定の要件のもとに直接照会しない場合もある。</p>

市町村長申立に関する検討の視点について

検討の視点について

- 現状、各市町村の調整に委ねられている審判請求について、申立事務を迅速に行う観点から審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策を検討する必要がある。

【方向性】

- 市町村からは国において、一律に方針を示してほしいという要望があるが、どのような方策をとることが申立事務の迅速化、円滑化に資するかという観点から検討する必要がある。

なお、以下の点を踏まえた検討が必要ではないか。

- ・住所地特例等の他制度における既存の仕組みとの整合性

- 従来からの運用経緯もあることから、方策を検討するにあたってまずは実態把握を行ってはどうか。

- 実態把握を行うにあたり、18頁記載の項目について地方自治体に照会を行うこととしてはどうか。

【留意点】

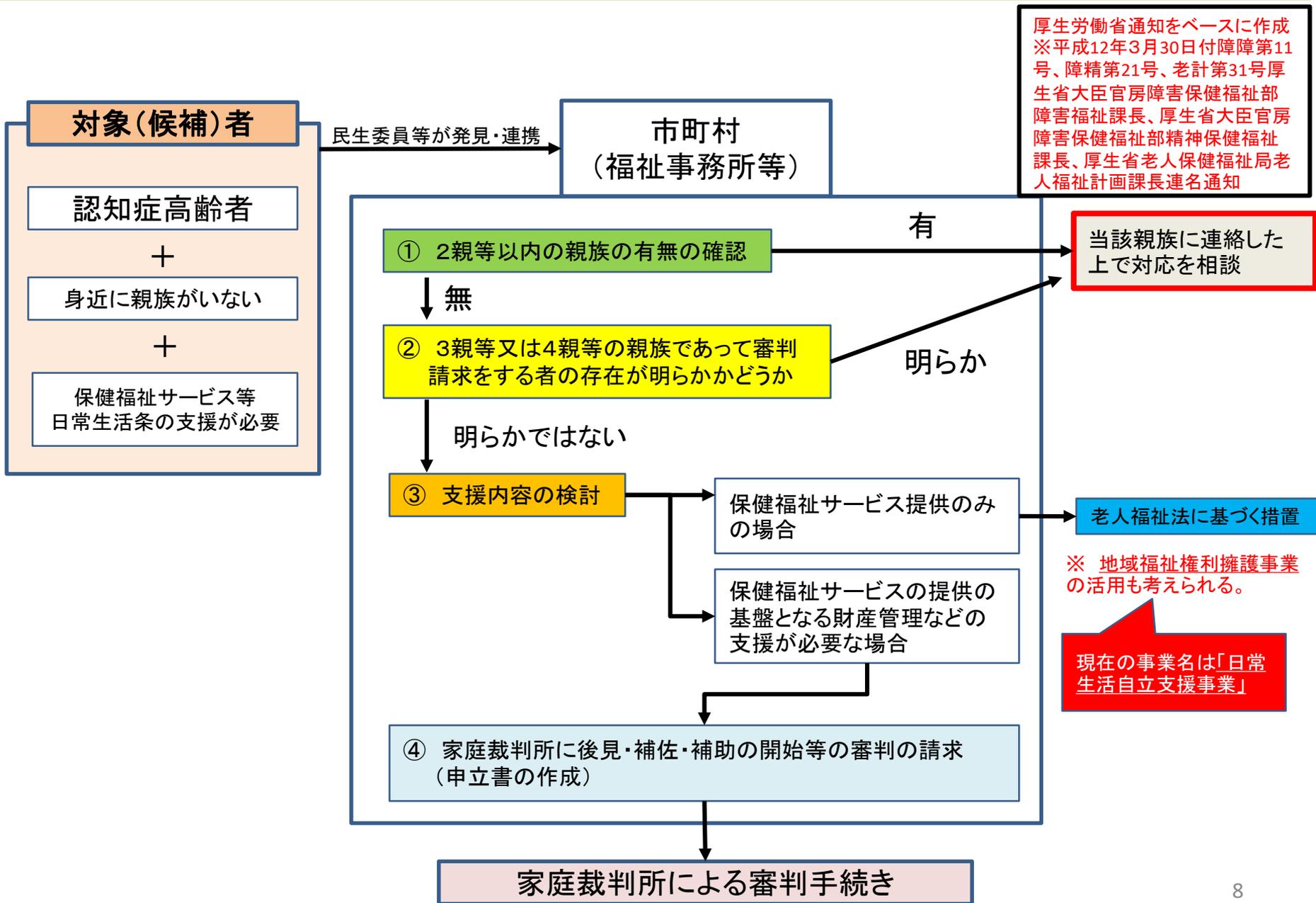
- 都道府県の役割についてはどのように考えるべきか。

※「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和2年3月17日成年後見制度利用促進専門家会議)では、「都道府県においては、市区町村長申立に関する研修の実施など各種取組を推進していく必要がある。」とされている。

- 仮に国としてのルールを示す場合、その施行時期についてはどう考えるか、また、施行日時点で申立事務に着手している事案への適用についてはどう考えるか。

※市町村申立の対象については各自治体の要綱等により規定されており、要綱改正には一定の期間が必要

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者)



市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(精神障害者・知的障害者)

厚生労働省通知をベースに作成

支援を必要とする精神障害者又は知的障害者

市町村(福祉事務所等)において支援内容を検討

支援内容が措置等である場合

精神保健福祉法又は知的障害者福祉法等による措置

支援内容が財産管理や契約を伴うサービスの利用の支援等である場合 ※

2親等以内の親族の有無の確認

有り

無し

当該親族に連絡

明らか

3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかかどうか

当該親族が支援する場合

当該親族が支援しない場合

明らかではない

当該親族による支援

家庭裁判所の後見・補佐・補助の開始等の審判請求(申立書の作成)

現在の事業名は「日常生活自立支援事業」

家庭裁判所による審判手続き

※ 地域福祉権利擁護事業の活用も考えられる。

専門職団体から提出された申立事務の見直し案

成年後見制度利用促進専門家
会議第1回中間検証WG資料8
-4 土肥委員提出資料より抜粋

後見等の審判請求を必要とする認知症高齢者、精神障害者・知的障害者等



※1 虐待のおそれがある事案を含む

※2 この確認は、書面による意向照会その他適宜の方法により行う。
当該親族の状況（年齢、居住場所、心身の状態等）や本人との従前の関係その他の事情から審判請求を期待できないと判断される場合は、意向照会をせずとも、当該親族は審判請求をしないと判断することができる。
連絡がつかない場合や、書面による意向照会に対して回答がない場合なども、当該親族は審判請求をしないと判断することができる。

※3 審判請求をする者とは、申立人として主体的に申立事務を行う意思がある者である。
実際の申立事務を支援者らが行う必要があるような場合は、市町村が審判請求をすべきである。

※4 市町村長が審判請求を行うことに反対している親族がいるとしても、市町村長が審判請求を行うことの妨げとなるものでない。

市町村長申立における親族調査の在り方に関する現状・課題について①

現状・課題

1. 市町村長申立における親族調査について

○ 成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立に基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとした。(再掲)

○ 併せて、市町村長の審判の請求における留意事項等を記載した通知(以下「通知」という。)も制定した。

※平成12年3月30日付障障第11号、障精第21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知より

○ 通知では、市町村における成年後見開始の申立事務の流れを例示し、親族の有無について確認するように示す。

※通知制定当初は4親等までの確認を求めていたが、その後、平成17年に運用を見直し2親等までとしている。

平成17年7月29日付障障第1号、障精第1号、老計第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知による通知の一部改正

○ 親族の有無を確認する理由は、

・法律上、「市町村長は、(略)その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、(略)審判の請求をすることができる。」と規定されており、

・「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、「本人に2親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をい」と事務連絡で示しているため。

事務連絡：平成17年7月29日付厚生労働省老健局計画課長事務連絡

2. 申立事務に対する見直し意見について

○ 申立事務において親族確認を求めることについて、成年後見制度利用促進専門家会議第1回中間検証ワーキング・グループにおいて、日本弁護士連合会、日本社会福祉士会、日本司法書士連合会、(公社)成年後見センター・リーガルサポートの間で協議した見直し案が提出された。

○ 見直し案の趣旨は、市町村長が審判の請求を行う前に親族確認を行うこととされているが、虐待事案(虐待のおそれがある事案を含む)その他緊急を要する場合においては、親族調査を省略することを求めるもの。

市町村長申立における親族調査の在り方に関する現状・課題について②

現状・課題

3. 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和2年3月17日)について

成年後見制度利用促進専門家会議中間検証ワーキンググループにおける議論を踏まえ、報告書では「個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立ができるよう、親族調査の在り方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策等について、検討を行う必要がある。」とされた。

4. 児童福祉法に基づく家庭裁判所への後見人等の選任請求等について

児童福祉法第33条の8に基づき児童相談所長が行う、未成年後見人の選任申立は、親権を行使する権限を有する者がいないとき(親権者である父母がともに死亡した場合等)、親権を行使する者が法律上はあるが、事実上親権行使することが不可能なとき(重病、長期不在や居住不明の場合等)になされる。

(注)上記の記述は「改訂・児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、母子保健法、精神薄弱者福祉法」より引用

児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第33条の8 児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

5. 高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法における申立規定について

- 高齢者虐待防止法第9条第2項、第27条第2項及び障害者虐待防止法第9条第3項、第43条第2項では、後見開始等の審判請求を行うことを求めている。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

第9条

2 市町村又は市町村長は、(略)通報又は(略)届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、(略)適切に、(略)審判の請求をするものとする。

第27条

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

第9条

3 市町村長は、(略)通報又は(略)届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、(略)審判の請求をするものとする。

第43条

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

市町村長申立における親族調査の在り方に関する現状・課題について③

現状・課題

6. 他制度における虐待・DV事案等への対応例

①生活保護制度

- 生活保護法第4条第2項では「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と定められている。
- このため、福祉事務所では、要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者に助言や指導をすることが必要となる。
- しかしながら、「DV等被害により逃れてきた場合など明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者」については、直接照会が真に適当でない場合(関係機関への照会)や扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこととされている。

②マイナンバー制度

- DV・虐待等の被害者(DV・虐待等のおそれがある者を含む。)の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置を行うことができるようになっている。

7. 市町村長申立に関する裁判例について

- 老人福祉法第32条に基づき市町村長申立を行ったところ、本人と同居していた子が、市町村長申立の要件を欠くとして、地方自治体を訴えた事案がある。※平成25年6月25日東京高等裁判所決定(判例タイムズ1392号)

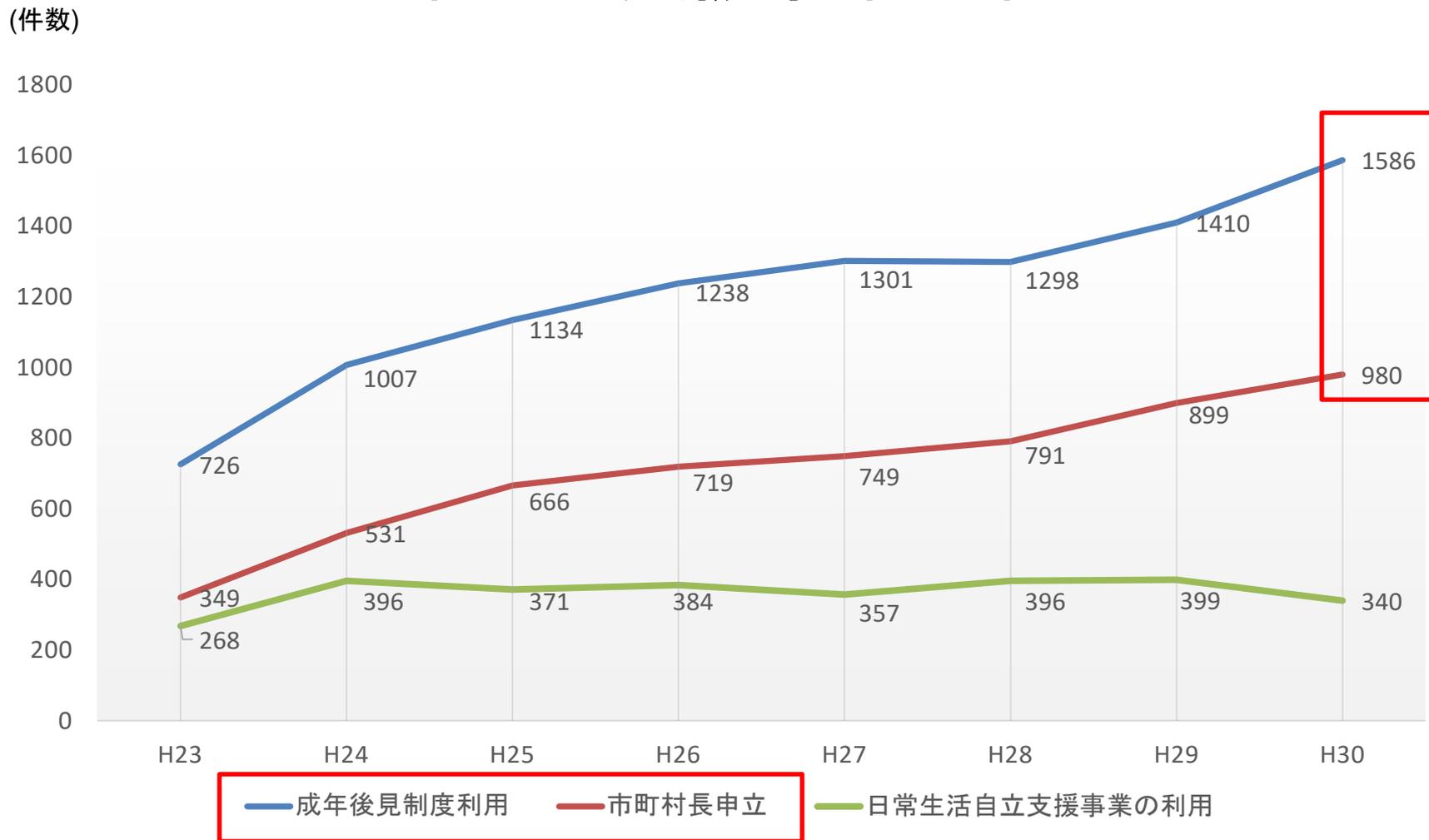
(概要)

- 相手方は、老人福祉法32条に基づき、東京家庭裁判所に対し、本人について成年後見開始の審判を申し立て、同裁判所は、本人について後見を開始し、弁護士を後見人に選任する旨の審判をした(原審判)。
- これに対して、本人の子である原告人が、本件においては、老人福祉法32条の「その福祉を図るために特に必要があるとき」の要件を満たしていないから、相手方の本件申立ては、申立適格を欠き、不適法であること等を理由に、原審判を取り消し、相手方の申立てを却下する審判に代わる裁判をすることを求めて原告した。

(裁判所の判断)

- 本人は体力の低下のみならず、認知症と診断されるなど判断能力の低下も認められるところ、同居の子による本人の介護状況は極めて不適切であって、本人の保護の必要性が高い状態であったにもかかわらず、前記子が本人について成年後見開始等の審判を申し立てることは期待できない状況であるなど判示の事実関係の下では、区長による老人福祉法32条に基づく本人についての成年後見開始の審判の申立ては、適法である。

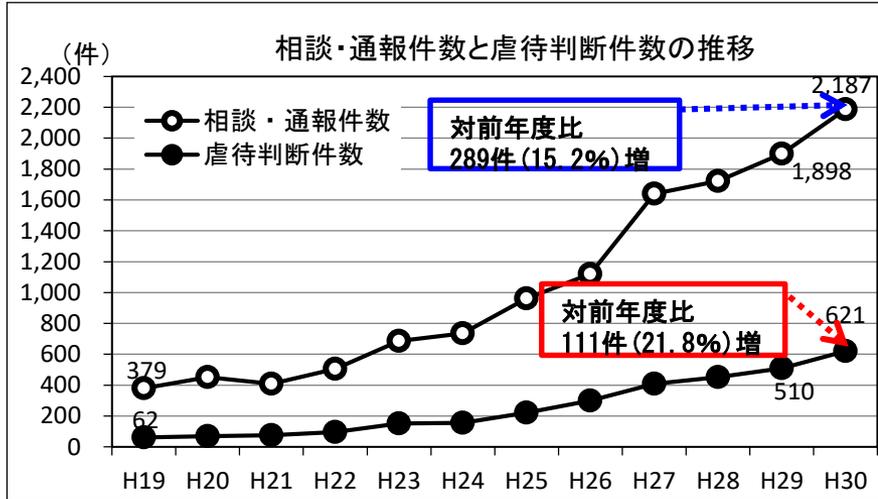
高齢者虐待対応における成年後見制度と日常生活自立支援事業の活用



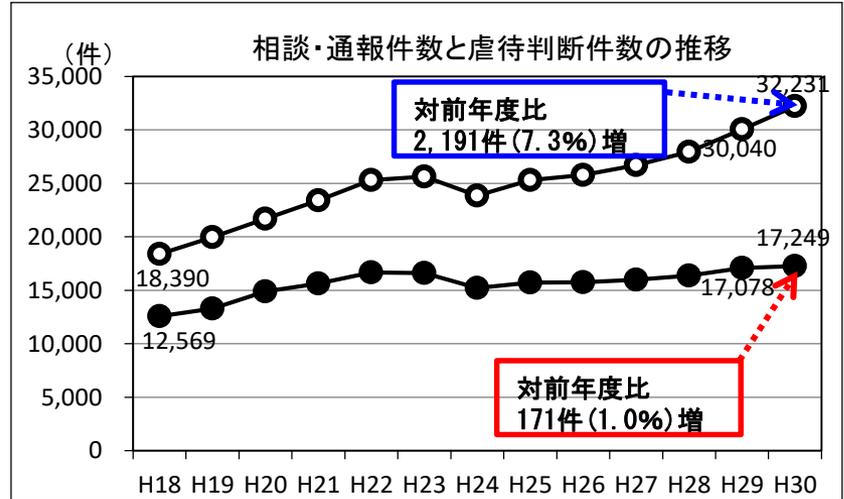
平成23年度～平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(添付資料)」より作成

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（平成30年度）

養介護施設従事者等による虐待

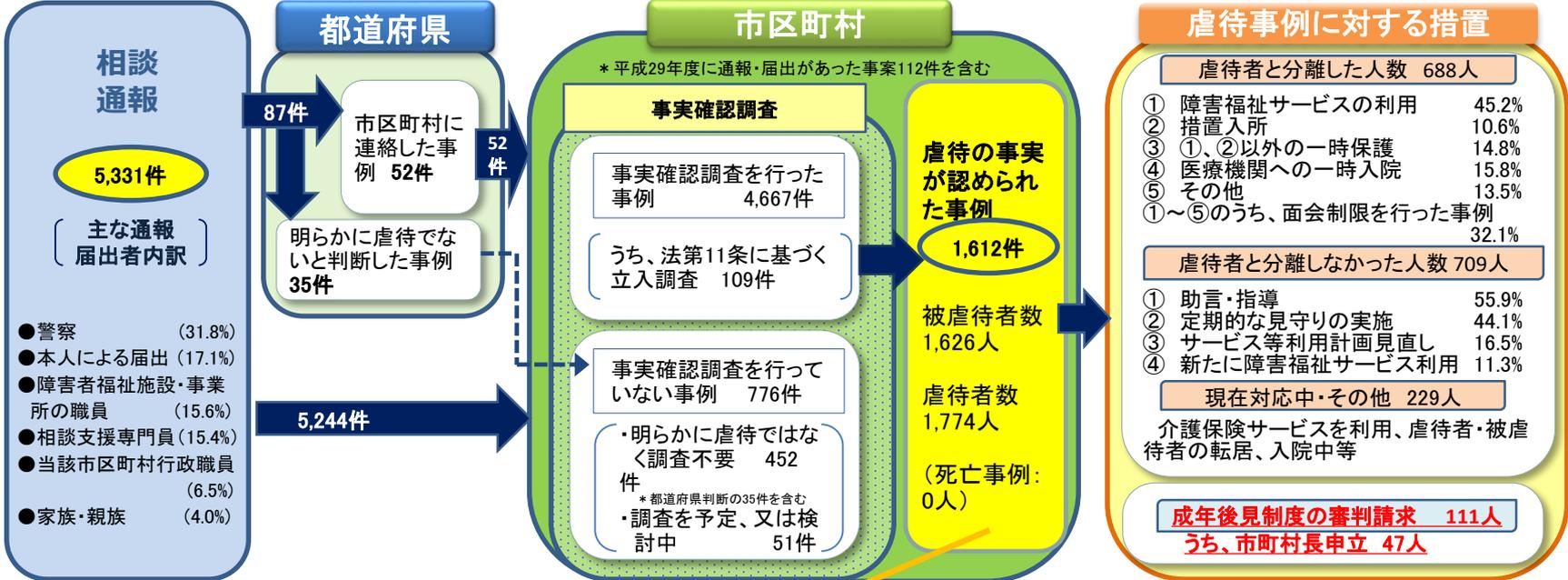


養護者による虐待



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
虐待者	男性 54.2% 女性 40.7% (参考)介護従事者男性割合 20.6%	息子 39.9% 夫 21.6% 娘 17.7%
相談・通報者	当該施設職員が21.6%で最多	介護支援専門員が28.4%で最多
相談・通報受理からの期間(中央値)	事実確認開始まで6日 虐待判断まで35日	事実確認開始まで0日 虐待判断まで1日
主な発生要因	教育・知識・介護技術等に関する問題 58.0% 職員のストレスや感情コントロールの問題 24.6%	虐待者の介護疲れ・介護ストレス 25.4% 虐待者の障害・疾病 18.2%
虐待種別(複数回答)	身体的虐待 57.5% 心理的虐待 27.1% 介護等放棄 19.2% 経済的虐待 5.8% 性的虐待 5.4%	身体的虐待 67.8% 心理的虐待 39.5% 介護等放棄 19.9% 経済的虐待 17.6% 性的虐待 0.4%
その他	《主な施設種別》 特別養護老人ホーム 34.9% 有料老人ホーム 23.0% グループホーム 14.2% 介護老人保健施設 8.1%	《虐待等による死亡事例》 21件 21人(対前年度比 7件 7人減)

平成30年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,774人)

- 性別
男性(62.2%)、女性(37.8%)
- 年齢
60歳以上(40.0%)、50～59歳(24.0%)
40～49歳(18.4%)
- 続柄
父(24.4%)、母(24.3%)、夫(12.6%)
兄弟(12.5%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.6%	4.0%	29.4%	14.6%	21.2%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	45.6%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.9%
虐待者の知識や情報の不足	24.8%
虐待者の介護疲れ	22.0%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	19.2%

被虐待者(1,626人)

- 性別 男性(35.2%)、女性(64.8%)
- 年齢
20～29歳(22.1%)、40～49歳(22.1%)
50～59歳(19.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.7%	53.0%	36.7%	3.3%	1.9%

- 障害支援区分のある者 (55.7%)
- 行動障害がある者 (26.7%)
- 虐待者と同居 (84.4%)
- 世帯構成
両親と兄弟姉妹(14.8%)、両親(12.8%)、配偶者(9.0%)
母(8.8%)、単身(8.7%)

市町村長申立における親族調査の在り方に関する検討の視点について

検討の視点について

- 当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するという制度創設の趣旨(①)及び個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立を行うという観点(②)から、親族調査の在り方について検討する必要がある。

【方向性】

- ①の観点からは親族への調査の必要性は認められるものの、他方で②の観点を踏まえれば、一定の条件下においては、本人の保護の観点から親族調査を省略することも検討してはどうか。
- 一定の条件として、どのようなものが考えられるか、実態調査の結果も踏まえて検討を行ってはどうか。

【留意点】

- 親族調査を省略することとした場合においても、調査を省略する親族の範囲については検討を要する。
※例えば、養護者虐待の事案において、養護者への申立の意思確認は行わないとしても、それ以外の親族への調査を行うかどうか。
- 例えば、既に養護者により、本人の年金や預貯金等を同意なしに使用する経済的虐待を行っている、虐待認定をしているケースにおいて、養護者に対して申立の意思確認を行うといった形式的な運用とならないように注意する必要がある。

※なお、現在、緊急の場合や虐待の場合等、親族調査をしない場合や類型を実施要綱やマニュアル等で設けている市区町村は、147/1,741自治体(8.4%)。

※厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室調べ

市町村長申立に関する実態調査の調査項目等について①

対象：全市町村の市町村長申立担当部局（高齢・障害）。問3のみ都道府県にも質問

調査時期：令和2年10月

調査項目：以下の通り

【自治体への調査項目（案）】

問1 申立の対象者について

回答項目

成年後見制度における市町村長の申立等に関する要綱により対象者を規定しているか

①要綱により対象者を規定してる（追加質問へ）

②要綱は設けていない

（①を選択した場合の追加質問）

(1)市区町村内に住所/居所を有する者のみ

(2)市区町村内に住所/居所を有しない者も対象としている。（追加質問へ）

(3)住所/居所で対象を定めていない。（追加質問へ）

（(2)(3)を選択した場合の追加質問）

・市区町村内に住所/居所を有しない者等については、どのような者を対象としていますか（複数選択可）

(Ⅰ)当市区町村が保険者となっている者

(Ⅱ)当市区町村が障害福祉サービスの支給決定者となっている者

(Ⅲ)当市区町村が(障害福祉サービスや介護保険サービス等における)措置の実施者となっている者

(Ⅳ)市区町村内に現在地を有する者

(Ⅴ)その他(自由記載)

問2 調整に支障のあった例の有無

回答項目

①有(追加質問へ)

②無

（①を選択した場合の追加質問）

・調整に支障のあった例はどのような事例ですか

(1)他市区町村内に住所/居所を有する者であって、当市区町村が保険者となっている者

(2)他市区町村内に住所/居所を有する者であって、当市区町村が障害福祉サービスの支給決定者となっている者

(3)他市区町村内に住所/居所を有する者であって、当市区町村が措置の実施者となっている者

(4)当市区町村内に現在地を有する者

(5)(1)から(4)までに該当しない事例(自由記載)

市町村長申立に関する実態調査の調査項目等について②

問3 地域ごとの運用ルールの有無

回答項目

- ①有(有の場合はルールが分かるものを添付)
- ②無

問4 統一的なルールを示すことを希望しますか

回答項目

- ①希望する(追加質問1へ)
- ②希望しない(追加質問2へ)

(追加質問1)

自由記載:どのようなルールがあるとよいと考えますか

(追加質問2)

・ルールまでは示さないとしても、判断要素を示すことは希望しますか

- (1)希望する
- (2)希望しない

問5 虐待案件等の緊急時に親族調査を省略(※)したことはありますか

※「省略」とは2親等内の親族のいずれかに対する親族調査を実施しなかった場合(親族調査そのものを実施しなかった場合も含む)

回答項目

- ①省略したことがある(追加質問へ)
- ②省略したことはない

(①を選択した場合の追加質問)

・省略した事例について、事例の内容を簡単に回答して下さい(自由記載)

・調査を省略した親族の範囲について回答してください

- (1)2親等内の親族のいずれかへの調査を省略
- (2)親族調査そのものを省略

問6 虐待案件等の緊急時において、親族確認を省略することについてどう考えますか

回答項目

- ①省略したほうがよい(理由もあれば記載)
- ②省略しないほうがよい(理由もあれば記載)